

先端研究基盤刷新事業(EPOCH)、先端研究基盤刷新事業(EPOCH)における施設整備 Q&A

事業に関するQ&A

No	項目	質問	回答
1-01-01	事業趣旨等	本事業では、 ・研究テーマ(分野)を一定程度明確化した研究基盤形成 ・基盤事業として分野横断性・汎用性を重視した研究基盤形成のいずれも想定しているのでしょうか。	「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」等を踏まえ、ARIM(マテリアル)、BINDS(創薬)、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点など、先行する分野ごとの取組とも連携して、日本全体の研究基盤を刷新していくことを主眼としております。研究大学として、個別の機関の状況も踏まえつつ、全国の研究者が挑戦できる研究基盤の刷新に向けた取組をご提案ください。
1-02-01	事業の対象等	本学は国立大学ではないが、本事業に申請することはできるでしょうか。	本事業は、国公立大学を対象としており、公募要領2.1(2)に合致した事業を対象としています。
1-02-02	事業の対象等	国立大学法人である大学機構は申請の対象機関であると認識しておりますが間違いはないでしょうか。	本事業の支援対象は、学校教育法第2条第2項に規定する国立大学、公立大学及び私立学校である大学となりますが、既に、大学機構としての統括部局等が整備されている等であれば、大学機構として、提案大学、連携大学、参画機関いずれの立場で申請いただいても問題ありません。
1-02-03	事業の対象等	SINET、NII RDC、ARIM、BINDS、共同利用・共同研究拠点など連携が推奨されている数が多いが、必ずしも全てと連携する必要はなく、提案内容によって適材適所で連携することで差し支え無いでしょうか。	ご認識のとおりで差し支えありません。EPOCHの事業全体として、先行する分野ごとの取組とも連携し、我が国の研究基盤を刷新していくこととしています。
1-02-04	事業の対象等	研究の性質や利用条件により、データを共用しないことが望ましいケースも想定されますが、この場合にはどういった運用が求められるのでしょうか。 例： ・学術的理由から、一定期間秘匿が必要な研究データ ・企業との共同研究等により、外部利用や第三者提供が制限されるデータ ・利用者がデータ共用を希望しないケース 等	研究データの取扱いについては、公募要領2.1(4)に記載のとおり、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を踏まえ、オープン・クローズド戦略の下で、FAIR原則に基づき、研究データの管理・利活用を推進することとしています。 「本事業で実施した共用研究設備・機器の開発・高度化に関する研究成果」と「本事業で整備した共用研究設備・機器を利用した研究開発の成果」に分けて回答いたします。前者の場合は公募要領4.19(1)に記載のJSTのオープンサイエンス方針、後者の場合は所属機関や各プロジェクトの資金配分機関等の方針を参照してご対応いただくこととしております。
1-02-05	事業の対象等	大学として効率的・効果的に行うために独自に研究データ管理システム・エコシステムの構築を進めているが、独自のシステムの開発・構築・利用よりも、NII RDCの利用を推奨されるのでしょうか。	NII RDCとの連携については、公募要領2.1(4)の留意事項を参照していただき、記載の趣旨等も踏まえ、各機関での状況や計画に応じてご提案ください。
1-02-06	事業の対象等	ARIM RDEへの登録・連携について、相談窓口はARIM運営機構かJSTかどちらになりますか。	公募説明会資料1 P.15に記載のとおり、ARIM運営機構等の関係者との調整のうえで進めていくこととなります。ARIM事業との連携にあたっては、ARIM運営機構の関係者と十分な相談・調整を行ってください。
1-02-07	事業の対象等	NII RDCやARIM RDEを通じて共有されるデータの権利は、原則として研究実施機関または研究者に留保されるのでしょうか。また、データの利用条件(無償/有償等)は、研究実施機関側で設定可能でしょうか。	個々の事情や契約等によって異なることが想定されるため、データ基盤を運用する機関への確認や相談を行ってください。

1-02-08	事業の対象等	公募要領2.1(4)に「主としてマテリアル研究用とJSTが指定した研究設備・機器から得られるデータはARIM RDEへの登録を原則必須」とありますが、マテリアル以外の研究分野のデータも対象となりますか。	ARIMがターゲットとしない、明らかにマテリアル研究ではないと認められるデータについてはその限りではありませんが、公募説明会資料1 P.15に記載のとおり、ARIM-RDEに登録するデータの要件についてはARIM運営機構等の関係者との調整のうえで進めていくことになります。
1-02-09	事業の対象等	研究データのARIM提供やNII等への登録について、連携大学や参画機関は提案大学と同等の対応が求められるのでしょうか。	研究データの共有については、連携大学にあっても提案大学と同等の対応を求めることとしております。なお、公募要領2.1(4)に記載のとおり、ARIM RDEへの提供は必須ですが、NII等へのデータ提供は「推奨」と位置付けております。参画機関については、ARIM RDEやNII等へのデータ提供いづれも必須の事項ではございません。
1-02-10	事業の対象等	ARIM RDEへの登録・連携に係る費用について、想定される主な作業内容と提案書作成時に見込むべき費用の目安についてご教示ください。	ARIM RDEへの登録・連携に係わる費用については考慮せず、提案書を作成してください。
1-02-11	事業の対象等	公募要領2.1(4)に「主としてマテリアル研究用とJSTが指定した研究設備・機器から得られるデータはARIM RDEへの登録を原則必須」とありますが、ARIM事業においては、当該事業に登録された機器のデータが原則対象、ARIM RDEへのデータ登録有無は利用者が選択可能、データ登録促進のインセンティブ設定(利用料の優遇)等の運用がなされています。EPOCH事業においても同様の運用との理解でよいのでしょうか。	公募要領2.1(4)に記載のとおり、本事業で新たに整備した主としてマテリアル研究用とJSTが指定した研究設備・機器から得られるデータを原則としてARIM RDEへ登録いただきます。詳細な運用については各実施機関の裁量にて、高品質な研究データの創出・活用に向けた取り組みとなるようご検討ください。
1-02-11-02	事業の対象等	公募要領2.1(4)に記載の6つの「・」の内容は対応が必須の事項でしょうか。	対象の内容は、高品質な研究データの創出・活用のため、共有を見据えて利活用しやすい形式で研究データを蓄積することを目的に、留意いただく点について記載をしており、提案されることを推奨するものです。各システム等の提供機関との適切な連携のもと、高品質な研究データの創出・活用に向けた取り組みとなるようご検討ください。
1-02-12	事業の対象等	納期が長い設備に関して、例えば2026年8月入札公告、2027年6月納入のように年度を超える調達は可能でしょうか。	可能です。基金として予算措置されている期間内(令和8年度から令和10年度)に調達してください。
1-03-01	申請機関	連携大学として、複数の提案に入ることができますか。	連携大学としての申請件数に制限はありません。ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません。連携大学については、連携することが目的とならないように、責任関係や役割分担について、明確にすることが必要です。
1-03-02	申請機関	提案大学・連携大学において、学内の一部の部門・施設等の単位で応募することが可能でしょうか。	提案大学・連携大学については、本事業の趣旨・目的を踏まえ、申請は1大学あたり1件としていますので、組織全体としての提案としていただく必要があります。
1-03-02-02	申請機関	参画機関について、提案大学や連携大学のように、組織全体として申請する必要があるか。	参画機関については、必ずしも組織全体として参画する必要はありません。提案内容に応じて、適切な実施体制としてください。なお、組織全体での参画ではない場合でも、提案書p.1「参画機関名」には機関としての名称を記載し(〇〇大学等)、参画機関としての役割等、具体的な内容や体制については、提案書p.2以降に記載ください。
1-03-03	申請機関	2つの大学が提案機関としてそれぞれ申請する場合に、両者が連携機関として互いの申請に入っていることは審査に影響するでしょうか。	連携大学としての申請件数や、提案大学と連携大学の相互申請に関する制限はありません。ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません。連携することが目的とならないように、責任関係や役割分担について、明確にすることが必要です。なお、連携大学がある場合は、連携大学も含めた「共用研究設備等の整備・運用計画」を作成する必要があることにもご留意ください。

1-03-04	申請機関	連携大学と提案大学の役割の違いや、評価基準の違いがあれば教えてください。また、連携大学が申請に含まれる場合の資金計画や設備計画の記載方法について、連携大学独自で作成するのか、提案大学との協働・補完的な関係を中心に作成するのか、ご教示ください。	連携大学の定義は、公募要領2.2(1)に記載のとおりです。また、申請要件について、2.2(2)に記載の①～⑤のすべての要件が、連携大学においても、申請時に満たすべき要件となっています。審査の観点については、2.3に記載のとおり、連携大学がある場合には、審査は「連携体制や連携理由が適切で相乗効果が期待できるか」も審査の観点となります。資金計画や設備計画を含め、提案書の作成にあたっては、連携大学のプロジェクト内での役割や責任を明確にし、審査の観点や提案書の記入要領、記入例(青字)を踏まえてください。
1-03-05	申請機関	参画機関についてはJSTとの契約が不要とのことですが、何か責務があるのでしょうか。	契約行為が発生しないため、特に責務は発生いたしません。ただし、参画機関は研究基盤の刷新に向け、提案大学と連携して活動を行ってください。
1-03-06	申請機関	応募の段階で、参画機関に、機器メーカー等民間企業の参加が必須ですか。	必須ではありませんが、持続的に研究基盤を維持・強化していく構想・計画となっていることが求められます。
1-03-07	申請機関	公募要領2.2(1)に「ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません」とありますが、例えば複数大学が連携して大規模な調査を分担し、結果として共通のデータベース構築につながるようなケースにおいて、各大学が提案大学としてそれぞれ個別に申請することは、「同一のプロジェクト内容」には該当しないと考えてよいのでしょうか。	個別具体的な提案に関する内容が不明のため、Q&Aでお答えすることはできませんが、公募要領「2.2申請の要件等」に記載のとおり、コアファシリティ化が進む提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究基盤の刷新を図る機関が連携大学となります。
1-03-07-02	申請機関	公募要領2.2(1)の表に「大学共同利用機関」の記載がありますが、「大学共同利用機関法人」としての申請も可能でしょうか。「大学共同利用機関」の単位で申請するとの認識でよろしいでしょうか。	「大学共同利用機関」単位での申請を想定しておりますが、事業の実施に真に必要なと認められる場合には「大学共同利用機関法人」としての申請も可能です。なお、「大学共同利用機関」にて契約する場合には、大学共同利用機関法人と大学共同利用機関との取決めにおいて、大学共同利用機関に契約の権限が認められていることを事前にご確認ください。
1-03-07-03	申請機関	公募要領2.2(1)に「ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません」とありますが、例えば複数大学が相互に、連携大学ではなく、参画機関として関与・役割分担する構想を、複数の大学が別々に提案大学として提案する場合においても、個別具体的な提案内容で、抵触するかの判断が変わるのか。	当該構想を「同一のプロジェクト」とするのは、何をもちて役割分担されていると考えるのか、各提案大学がどのような違いのある提案をするのか等により変わるものと考えられ、審査において総合的に判断されます。
1-03-08	申請機関	地域中核・特色ある研究大学に指定された大学は、EPOCHに申請できますが、もしも採択された場合、それ以外(採択されなかった)の大学に対して具体的にどのような役割を担い、どのような仕組みで日本全体の研究力を牽引していくのかといった点について、より具体的なビジョン共有が必要になってくるのではないかと考えています。各大学での改革を進めていくことはもちろんのこと、研究大学群を構築していく上で、今後の方向性について是非ビジョンの共有をお願いできないでしょうか。	本事業の採択大学においては、全国の研究者が挑戦できる研究基盤への刷新に向けて、自らの組織内だけでなく、我が国の研究基盤の一翼を担っていただくことが期待されます。第7期科学技術・イノベーション基本計画にも記載のとおり、全国の研究大学等とも連携し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現することを目指しています。
1-03-09	申請機関	参画機関の場合、JSTに対する会計上の報告義務は発生しないという認識でよいでしょうか。	JSTに対する会計上の報告義務等は、交付先である「提案大学」「連携大学」が負います。
1-04-01	申請要件	申請要件について、提案大学は、申請時に①～⑤のすべての要件を満たしていることが必須でしょうか。また、連携大学についても同様ですか。	EPOCHの公募においては、「今後の方針」も踏まえ、コアファシリティ化(組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み)が進む国公私立大学を支援対象としております。そのため、申請要件は、提案大学、連携大学ともに、申請時にすべて満たすべき要件になります。
1-04-02	申請要件	統括部局は新設必須ですか。既存組織の再編・権限付与で問題ないでしょうか。また、複数部局横断体制とは具体的にどのように示せばよいでしょうか。	統括部局は必ずしも新設する必要はございませんが、公募要領2.2(2)に記載のとおり、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」に基づく統括部局等のコアファシリティ化の体制構築や運用の先端的な取組が実施されていることが必要です。提案書では、統括部局の大学組織内での位置づけ、体制、役割を示してください。 (参考)「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」 https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

1-04-03	申請要件	重複機器は認められないとありますが、必要性や場所が異なる等、整備の必要な理由があれば、整備可能でしょうか。また、重複機器について、現在設置している機器も重複機器とみなされる対象になるのでしょうか。	重複する機器の購入を一切認めないものではありませんが、競争的研究費の使途の変容促進として、設備の重複確認等を求めている、現在設置している機器も含め、機関内で確認を行う仕組みの構築が期待されます。
1-04-04	申請要件	コアファシリティ・ネットワークの形成については、申請の段階で実施されている必要があるでしょうか。	執行部のコミットメントのもと、学内外のコアファシリティ・ネットワーク形成を主導し、その成果検証を行える体制があることは申請段階で要件として求めますが、コアファシリティ・ネットワーク形成の主導と成果の検証については本事業における各機関の取組として提案ください。
1-04-05	申請要件	過去の共用への取組は、どの程度、重視されるのでしょうか。	EPOCHの公募においては、『今後の方針』も踏まえ、提案大学はコアファシリティ化（組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み）が進む国公立大学としております。そのため、申請要件として、統括部局等のコアファシリティ化の体制構築や運用の先進的な取組が実施されていることなどを求めていますので、詳細については、公募説明会の資料1 p.7-9並びに審査の観点p.22もご参照ください。
1-05-01	申請内容	公募要領において、研究設備・機器の開発について、経費は最大でも事業費の半分以上を超えないよう留意とあるが、各機関(提案・連携大学)単位ではなく、提案全体で考えてよいですか。	提案全体で半分以上を超えない範囲としてください。
1-05-02	申請内容	公募説明会において、機器開発に係る経費は事業全体として1割程度に抑えるという説明がありましたが、どういった趣旨でしょうか。	先端的な装置の開発・導入は、研究活動を支える研究設備等の海外依存や開発・導入の遅れが指摘される中、研究基盤・研究インフラのエコシステム形成に向けて、EPOCHにおける重要な取組の一つとして考えております。本事業が先端機器開発のみとなることを避けるため、事業費の総額1割は目安として示したものととなりますが、個々の提案においては、趣旨に沿った構想・計画は積極的な応募をご検討ください。なお、事業の趣旨から、研究設備・機器の開発に係る経費が最大でも事業費の半分以上を超えないよう留意ください。
1-05-03	申請内容	公募要領2.2(3)(オ)に「1億円を超える高額な研究設備・機器を新たに整備する場合は、その必要性を記載ください」とありますが、提案書「5. 資金計画(プロジェクト予算計画)」の「設備・備品費の内、1,000万円以上の研究設備・機器」を記載する表において、1億円以上の場合は必要性を備考欄に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1,000万円以上の研究設備・機器を計上し、さらに金額が1億円以上となる場合は、備考欄にその必要性もご記載ください。備考欄に収まらない場合は、(2)特記事項へ記載してください。
1-05-04	申請内容	公募要領2.2(3)(オ)※2つ目に「事業の趣旨から、経費は最大でも事業費の半分以上を超えないよう留意」とありますが、ここでいう経費とは研究設備・機器の開発の経費のことでしょうか。	ここでいう経費とは研究設備・機器の開発に係る経費のことであり、この経費が事業費の半分以上を超えないよう留意してください。なお、この経費には設備・備品費/消耗品費/旅費/人件費・謝金など全てを含めた経費を指します。
1-05-05	申請内容	設備機器の共用を行うために、改良・テスト等を行う場合には、「研究設備・機器の開発」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	一般論として「研究設備・機器の開発」には該当しないと考えられますが、全体計画や個々の状況、支出する費用にもよりますので、その内容や規模に応じて提案を作成してください。
1-05-06	申請内容	研究設備・機器の開発について、経費は最大でも事業費の半分以上を超えないよう留意とあるが、コアファシリティの機能整備のために、開発要素のない、あるいは特別な改造を伴わない、完成された市販の研究設備・機器を導入する場合は、開発の経費にはならないでしょうか。	ご認識のとおり、「開発要素のない、あるいは特別な改造を伴わない、完成された市販の研究設備・機器を導入する」場合は、開発の経費にはなりません。
1-05-07	申請内容	研究機器・設備の導入・高度化に関する費用のうち、申請予算のうち一定の割合(例えば半分程度)を目安とする必要があるのか。	機器導入に関する費用につきましては、申請予算に占める割合について特段の上限を設けておりません。一方で、機器の高度化のうち、研究開発要素を含むものについては、「研究設備・機器の開発」に該当します。この場合、公募要領2.2(3)(オ)に記載のとおり、当該経費が申請予算全体の半分以上を超えないよう留意ください。
1-05-08	申請内容	ARIMで共用設備となっている研究設備・機器との関係についてですが、ARIMで共用設備となっていない研究設備・機器の導入は認められないのでしょうか。それとも、各大学の既存設備や研究計画に応じて柔軟に検討可能なのでしょうか。	ARIMで共用設備となっている研究設備・機器に限定するものではありません。各大学の既存設備の状況や研究計画に応じて、必要な研究機器・設備の整備をご検討ください。

1-05-09	申請内容	公募要領2.2(3)(オ)において共用研究設備・機器の「整備」と「開発」について触れられていますが、既にある機器の導入であってもソフトウェアのカスタマイズを実施して導入する場合、導入した機器に連動するソフトウェア開発や部品の改良の場合など、それが単なる「整備」にあたるか「開発」にあたるかは大学において判断してよろしいでしょうか。	具体的な提案内容が必ずしも明確ではないため、お答えすることはできかねますが、改良の内容に研究開発に関する内容を含む場合は「開発」に該当する可能性があります。提案にあたっては、各大学において適切にご判断ください。
1-06-01	プロジェクト統括等	プロジェクト統括に具体的にどのような職種・職位の人物を配置することを想定されているか、目安があるでしょうか。	公募要領2.2(4)に記載の要件を満足している人物を対象とします。具体的な職種・職位の目安は、特にありません。
1-06-02	プロジェクト統括等	複数プロジェクトに連携大学として参加する場合、連携プロジェクト統括はそれぞれのプロジェクトで別の人間である必要はありますか？	それぞれのプロジェクトで別の方が連携プロジェクト統括を担う必要はありません。
1-06-03	プロジェクト統括等	プロジェクト統括の責務として公募要領3.5(2)にAPI連携機能の記載がありますが、どのようなレベルのものを指しているでしょうか。	日本全体の研究基盤の刷新に向け共用システムの見える化が必要であり、そのためにまずは共用研究設備・機器等の一覧や予約状況・予約方法が外部からアクセスできるようにすることなどを想定しています。
1-07-01	審査の方法	面接選考は対面開催ですか。また、日程時間等を希望することは可能でしょうか。	面接審査はWEB開催で、30分～1時間程度/件を予定しております。なお、日程時間の希望等は受け付けておりません。
1-08-01	利益相反マネジメント	大学法人が出資し支配する子会社(株式会社)の役員にプロジェクト統括等が就任している場合、「プロジェクト統括に関係する機関」に該当し、利益相反マネジメントの実施が必要となりますでしょうか。	JSTから研究資金が直接配分されるものではないため、公募要領上必須とはしていませんが、プロジェクトの参画機関となり、実質的に資金配分されていると見なされる可能性がある場合等、第三者から疑義を招くこと等避けるために利益相反マネジメントを実施する場合があります。
1-09-01	事業規模・採択件数	公募要領2.6では支援額が「最大30億円程度/件」「最大20億円程度/件」となっていますが、この金額を超える提案は可能でしょうか。	提案書「5. 資金計画(プロジェクト予算)」※6に記載のとおり、「30億円以下(間接経費込み)」「20億円以下(間接経費込み)」で提案してください。
1-09-02	事業規模・採択件数	自己資金を投入する等、支援額を超えた事業の実施は可能でしょうか。	可能です。なお、提案書の作成にあたっては、自己資金の投入を含めた全体計画について記載をいただくとともに、本事業の支援で実施する内容を明確にしてください。
1-09-03	事業規模・採択件数	採択件数が15件に満たない場合等、事業費が増額される事もあるのでしょうか。	公募要領2.6に記載のとおり、全体予算額を勘案しつつ、申請内容に応じた適正な規模の委託額を決定します。審査の結果により、委託する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、委託規模等も含め、これを反映させた決定を行う場合があります。
1-09-04	事業規模・採択件数	基金化は3年間とのことであるが、4年目以降の予算額等の見直しはどのようなものなのか教えてほしい。例えば、人件費予算は最低限保証するなどはあるのでしょうか。	本事業の事業期間は10年間ですが、令和7年度補正予算において、3年分の経費をJSTに造成した基金に計上しています。令和11年度以降は、予算措置の状況や各機関における取組状況等を踏まえて決定します。
1-10-01	プロジェクト計画	計画作成について、どの程度の粒度で記載をする必要があるか。また、計画立案や計画変更は可能か。	提案書の作成にあたっては、記入要領、記入例(青字)を踏まえて作成ください。なお、計画の変更は、年度の途中であっても、計画変更申請手続きにより可能ですが、POの承認が必要になります。
1-11-01	プロジェクト費	設備を設置する為の例えば建物の電源工事、床の改修は事業費で支出可能でしょうか。それとも、施設整備費での支出が必要でしょうか。	研究設備の設置に必要な最低限の施設の改修については、事業費の中で支出可能です。必ずしも施設整備費として申請する必要はありませんが、内容にもよるので、判断に迷う場合は個々にご相談ください。
1-11-02	プロジェクト費	事業費において建物の改修をすることは可能か。できる場合、申請様式の費目としては何に計上するべきか。	原則として、建物の改修については施設整備にて申請してください。ただし、研究設備の設置に必要な最低限の施設の改修については、事業費の中で支出可能です。その場合、当該工事で施設の価値が高まる場合は「物品費」、そうでない場合は「その他」から支出してください。
1-11-03	プロジェクト費	技術職員のオフィスの統合やヘリウム回収システムの設置などを行うための工事や、研究設備・機器導入のための少額な改修工事、研究設備・機器の移転等を実施する際に事業費で支出可能でしょうか。	研究設備の設置等に必要な施設の改修については、事業費の中で支出可能ですが、その他の理由による施設の改修を事業費で行う場合は、相当の理由が必要になります。
1-11-04	プロジェクト費	本事業費以外の予算で調達した共用設備の修理費の支払いは可能でしょうか。	本事業の趣旨に基づく研究設備・機器等については可能です。
1-11-05	プロジェクト費	機器修理費は計上できるでしょうか。また、費目は「その他」で良いでしょうか。	計上可能です。「その他」費目に計上してください。

1-11-06	プロジェクト費	既存施設から新施設への設備移動にかかる経費は、事業費と施設整備費のどちらに計上すべきか。	研究設備にかかる移動の経費は事業費にて措置してください。また、建築設備については、施設整備費にて措置してください。
1-11-07	プロジェクト費	データ管理インフラの整備など、研究設備等の整備は、事業費と施設整備費のいずれになるか。	整備内容等を踏まえて、事業費及び施設整備費のうち、より適切なものに申請してください。
1-11-08	プロジェクト費	リースについては、所有権移転なし等の制限はありますか。	リースについて、所有権移転・移転外の制限はありません。設備等については、購入のほか、リースやレンタルも可能です。ただし、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、過度な負担を負うことは認められません。
1-11-09	プロジェクト費	参画機関は原則経費活用不可となっておりますが、事業を推進する為の外注費等を支出することは可能でしょうか。	全体計画や支出する費用にもよりますが、正当な対価（例えば、人材育成のためのプログラム受講料や機器の利用料等）は支払うことは問題ありません。
1-11-10	プロジェクト費	機器共用の支援システムのための費用は計上できるでしょうか。また、費目は「その他」で良いでしょうか。	計上可能です。「その他」費目に計上してください。なお、中長期的な観点から、各機関のシステムと連携可能な形で、情報を集約・可視化できる仕組みを構築していくことになることにご留意ください。
1-11-11	プロジェクト費	公募要領に、プロジェクト費（直接経費）に関して、事務処理説明書等も参照するように記載がありますが、事務処理説明書等のURLをご教示ください。	本事業の事務処理説明書等につきましては現在準備中です。（4月17日現在） 準備ができ次第、事業HPにてご案内いたします。 https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html
1-11-12	プロジェクト費	人件費について、「プロジェクト参加者」とは今回の提案において新規に採用する者のみを対象とするものか、あるいは既存の教職員等の当該プロジェクト実施にかかるエフォート分を計上してもよいでしょうか。	既存、新規に関わらず、本プロジェクト実施に必要な人件費を計上ください。既存の方については、貴大学の規定に従いつつ、適切なエフォート分を計上ください。
1-11-13	プロジェクト費	本事業の推進に必要な実験台や流し台等什器類やブラインド等の付帯設備についても、施設整備費ではなく事業費から支出可能でしょうか。	研究設備・機器のための付帯設備であれば本事業費から支出可能です。
1-11-14	プロジェクト費	電子顕微鏡等の研究設備・機器の設置・運用にあたり、外部磁場の影響を低減するなど、研究上必要な性能を備えた建屋を付帯設備として整備する必要があるが、研究設備・機器の導入に付随して必要となる設備として、事業費として計上することはできるか。	研究設備・機器の設置・運用にあたり、必要となるものについては、原則、事業費として計上可能です。
1-11-14-02	プロジェクト費	「研究上必要な性能を備えた建屋」については、事業費でも計上できる場合があるとのことだが、具体的にどのような金額・規模・性質のものが、事業費でも認められるのか。	建物の新築・増築・改築は、施設整備で申請してください。 「建屋」とは、屋内に簡易に設置される電磁波を防ぐためのシールドハウスや、クリーンルームとするために必要な仕切り・フィルター等の設備を想定しており、屋外における、建物の新築・増築・改築は想定していません。
1-11-15	プロジェクト費	新規機器の導入に限らず、既存機器の更新や高度化についても、直接経費に計上可能でしょうか。	既存機器であっても、本プロジェクトにおいて共用する研究設備・機器であれば、当該機器の更新や高度化を含めることは可能です。
1-11-16	プロジェクト費	再委託・外注は可能でしょうか。	提案大学または連携大学は、研究開発要素を含まない再委託を行うことができます。 (参考)令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 3.(11)再委託について https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf
1-11-17	プロジェクト費	大学法人が出資し支配する子会社(株式会社)が、大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び他の大学、研究機関等による利用の促進に係る事業を実施するための、国立大学法人法22条1項6号又は地方独立行政法人法21条2号イに基づく大学法人から子会社への委託は、本プロジェクトの予算計画に含めてよいでしょうか。	研究開発要素を含まない請負契約であれば支出可能ですので、必要な場合は予算計画に含めてください。 (参考)令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 3.(11)再委託について https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf

1-11-17-02	プロジェクト費	<p>大学法人が出資し支配する子会社(株式会社)に対して、将来増資をする場合に、競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針における、「管理施設・設備の整備、維持及び運営経費」及び「研究機器・設備の整備、維持及び運営に係る経費」に該当するものとして、上記子会社に対する出資金を本プロジェクトの予算計画に含めてよいか。</p>	<p>事業趣旨に照らし、子会社への増資は直接経費には相当しないと考えられます。</p> <p>なお、間接経費の運用にあたっては、競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針の4.間接経費運用の基本方針(2)に記載のとおり、間接経費の使用にあたり、当該機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保することになっています。つきましては、当該機関で作成した方針等を踏まえ、適切に判断をしてください。</p> <p>(参考)競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/kansetsu_sikkou.pdf</p>
1-11-18	プロジェクト費	<p>参画機関については、公募要領に「原則、本事業の経費の配分対象とはしない」とありますが、例外的に経費支出が認められるケースはあるでしょうか。特に以下についてご教示ください。</p> <p>(a) 大学の100%出資子会社への再委託の可否 (b) 民間企業等の参画機関に所属する研究者・技術者の人件費の全部または一部の支出可否</p>	<p>参画機関への経費配分が認められるケースは個性が強く、以下の記載が一般論であることにご留意ください。ご記載の例の場合、</p> <p>(a)大学の100%出資子会社への再委託については、研究開発要素を含まない請負契約であれば支出可能です。</p> <p>(b) 参画機関の人件費については、JSTと委託研究契約を締結する提案大学または連携大学の規程において支払うことが可能な場合は、支出を認める場合があります。</p> <p>(参考)令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 3.(11)再委託について https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf</p>
1-11-19	プロジェクト費	<p>研究者の研究室として利用されている建物・スペースを、コアファシリティに関する共用スペースとして拠出いただく場合、当該研究者にスペース拠出のインセンティブとして、①当該研究者が移動先へ研究室を移転するための移転費用、②当該研究者の移動先の研究室の整備費用、を事業費から出すことは可能でしょうか。</p>	<p>魅力ある研究環境の整備の観点では必要な取組と思われませんが、直接経費はプロジェクトの実施に必要な経費であるため、本事業で支出をする場合は、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。</p>
1-11-20	プロジェクト費	<p>研究設備の設置等に必要な施設の改修については事業費の中で支出可能とのことだが、研究機器の集約を目的としたスペース確保を行うためのリノベーションも事業費から支出が可能と解釈して差し支えないか。</p>	<p>魅力ある研究環境の整備の観点では必要な取組と思われませんが、直接経費はプロジェクトの実施に必要な経費であるため、本事業で支出をする場合は、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。</p>
1-11-21	プロジェクト費	<p>研究設備の設置等に必要な施設の改修以外の理由による施設の改修を事業費で行う場合は、相当の理由が必要とのことだが、総額が10億円に満たないことや、施設整備に複数年度を要することなどは、相当の理由に当たるか。</p>	<p>「相当な理由」か否かは審査において総合的に判断されるため、本Q&Aで回答することはできかねますので、金額の多寡に関わらず、本事業趣旨に鑑み、事業費と施設整備費のいずれが適切かは各大学において適切にご判断ください。</p>
1-11-22	プロジェクト費	<p>民間企業（機器メーカー）を参画機関として追加し、当該企業が販売する機器の購入費用をプロジェクト費（直接経費）として計上する場合、利益排除の必要性等、経費計上のうえで注意すべきポイントはありますか。</p>	<p>チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に JST へ相談してください。利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください。（様式任意）</p> <p>(参考) 令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 II 6 (9) ⑥ 研究チームに参画する研究機関からの調達について https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf</p>
1-11-22-02	プロジェクト費	<p>Q&A「1-11-22」では、参画機関である民間企業からの調達で、競争原理を導入した調達を行わない場合の経費の計上について事前にJSTに相談するよう記載があるが、これは申請前に相談を要するののか。</p>	<p>申請前ではなく、プロジェクト開始後に計上が必要となった際に事前にご相談ください。</p>

1-11-23	プロジェクト費	以下の費用について直接経費として計上することは可能でしょうか。 ・ 機器を更新をした場合に発生する、更新前の機器の廃棄費 ・ 機器を別の場所へ移設した場合、移設先に設置されている機器の廃棄費 ・ 学内に設置されている既存の古い機器の廃棄費	魅力ある研究環境の整備の観点では必要な取組と思われるが、直接経費はプロジェクトの実施に必要な経費であるため、本事業で支出をする場合は、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。
1-11-24	プロジェクト費	提案大学において行う研修に参画機関の構成員が参加する場合に、当該構成員の旅費、および当該構成員の実習にかかる消耗品などの経費を本事業で負担できるか。	技術専門人材の全国的な育成システムの構築等の観点から重要な取組かと思われるが、直接経費はプロジェクトの実施に必要な経費であるため、本事業で支出をする場合は、持続的な仕組みをどう構築されるのかを含め、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。
1-11-25	プロジェクト費	サーバーの保守・メンテナンス費用は計上可能でしょうか。計上可能な場合、どの費目にすべきでしょうか。	例えば、EPOCHで購入した機器のデータ用のサーバーであるなど、プロジェクトに直接必要な経費であれば「その他」に計上できます。 (参考)令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 II 5.委託研究の予算費目 https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf
1-11-26	プロジェクト費	新規に購入する研究機器に付随する周辺機器（例：専用PC、付帯装置、ソフトウェア等）は、どの費目に計上すべきでしょうか。	「物品費」に計上ください。 (参考)令和8年度委託研究事務処理説明書 共通版 II 5.委託研究の予算費目 https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301manua.pdf
1-11-27	プロジェクト費	賃借スペースに、EPOCH事業で購入した共用機器を設置・整備することは可能か。また、施設整備費では賃借スペースへの整備はできないとのことだが、その設置や稼働にかかる最低限の施設の整備は事業費で支出可能か。	賃借スペースにおいてEPOCH事業で購入した共用機器を設置・整備のうえ運用することは可能ですが、提案大学、連携大学以外への施設整備は支援対象外であることに鑑み、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。なお、将来スペースの賃借契約等が終了したとしても事業趣旨が達成・持続できる形の計画であることが必要です。
1-12-01	評価	ステージゲート審査はあるでしょうか。	募集要項の3,4をご参照ください。
1-13-01	応募に際しての注意事項	公募要領4.19 (1) における研究成果論文の公開要件（査読済論文は12か月以内の公開）は、本事業で整備した研究設備・機器を利用して得られたすべての論文に適用されるのでしょうか。	研究成果論文は本事業で整備した「研究設備・機器を利用した研究」ではなく、「EPOCHの資金を活用した研究設備・機器の開発」として位置付けられた論文に適用されます。
1-14-01	応募方法等	連携大学が申請時にe-Radで手続きすべきことはあるでしょうか。	提案大学がまとめて申請を行うため、連携大学が個別にe-Radで手続きすべきことはございません。
1-14-02	応募方法等	e-Radの申請画面において「必須」とされている入力箇所以外は入力不要と理解してよろしいでしょうか。（例：「基本情報」の「研究目的」「研究概要」や「応募・受入状況」の「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」「これまでに受けた研究費とその成果」など）	e-Radで「必須」以外の箇所は入力不要です。例示いただいた部分は全て入力いただく必要はございません。
1-15-01	提案書	提案書は連携大学も書く必要がありますか。	連携大学の内容も提案大学がまとめて提案書にご記載ください。

1-15-02	提案書	提案書における「1. 研究基盤の刷新に向けたビジョン」と「3. 先導的な研究環境の実現に向けた取組（プロジェクト構想）」の記載内容の切り分けについてご教示ください。また、両項目において評価上特に重視される観点（抽象度・具体性の考え方等）があればご教示ください。	提案書「1. 研究基盤の刷新に向けたビジョン」については、「※1 大学のミッション等に基づき、研究基盤の刷新に向けたビジョンに加え、そこに至るための一定程度具体化されたプロセスを、事業開始後3年程度で取り組むこと、それ以降に取り組むことに分けて記載してください。適宜、図や表を活用して、本項目は3ページ以内で作成してください。」としております。「3. 先導的な研究環境の実現に向けた取組」については、「※新たな時代(Epoch)を切り拓く先導的な研究環境の実現に資する具体的な取組を、現状の課題を踏まえ、事業開始後3年程度で取り組むこと、それ以降に取り組むことに分けて記載ください。」としております。
1-15-03	応募方法等	提案書の「2. コアファシリティ化（組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み）の実績」※1にある5つの「・」は、今後の構想・計画等ではなく、実績としてこれまでの取組を記載するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。申請時における実績やこれまでの取組内容を記載してください。
1-15-04	提案書	提案書の「2. コアファシリティ化（組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み）の実績」及び「5. 資金計画（プロジェクト予算計画）」について、ページ数の指定、目安等はあるでしょうか。	ページ数の指定はございません。
1-15-05	提案書	コアファシリティ化の実績における「共用化を支える体制」について、それぞれどういった役割の者を想定していますでしょうか。各属性について、どこまでの範囲の者をカウントすべきでしょうか。	提案大学における共用化の定義を踏まえ、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（共用に関わる人材について）等も参照して記載ください。 (参考)「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」 https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
1-15-06	提案書	提案書「3. 先導的な～」のアウトプット指標及びアウトカム指標について、目標値の設定年は指標ごとに任意に設定してよいか。それとも、事業期間（3年または10年）に対応した一定の考え方があるか。	アウトプット指標及びアウトカム指標について、目標値の設定年は指標ごとに任意に設定していただいで差し支えございません。
1-15-07	提案書	提案書の「4. 共用研究設備等の～」の表（プロジェクト実施計画）における「実施項目」は、「3. 先導的な～」の「実施項目」と対応させることが必須か、それとも異なる粒度・構成で設定してもよいか。	実施項目の番号は一致させてください。
1-15-07-02	提案書	提案書p.3「共用化設備の割合と利用状況について」において記載する、機器の取得価格額別の設備数等は、どの時点の情報を記載すればよいのでしょうか。	当該項目に記載いただく対象年度や時点につきましては、公募要領等において特定の時点は指定しておりません。そのため、貴校において合理的に集計可能な申請時以前の時点で整理いただいた内容を、申請書にご記載いただければ差し支えありません。なお、その際、時点を示明してください。
1-15-07-03	提案書	提案書p.5「共用研究設備等の整備・運用計画」及びそれに伴う資金計画について、申請時点で個別具体的な研究設備等を挙げて計上する必要がありますか。 また、申請時点では具体的な導入設備を特定しない形で所要の経費を計上することは可能でしょうか。	申請時点で購入予定のある1,000万円以上の個別具体的な研究設備等については提案書5.資金計画に記載ください。 具体的な導入設備を特定することが難しい場合は、特定できない理由と経費の資金計画を適切に策定したうえで、経費計上は可能です。 なお、計画の変更は、年度の途中であっても、計画変更申請手続きにより可能ですが、POの承認が必要になります。
1-15-08	提案書	提案大学が連携機関としても申請する場合、プロジェクトの内容は異なりますが、申請する機器が重複することは可能でしょうか。	それぞれのプロジェクトで必要な研究設備・機器であればそれぞれのプロジェクトで申請することは可能ですが、両方のプロジェクトが採択された場合には必要性を改めて検討ください。

1-15-09	提案書	設備・備品をリースにより導入する場合の経費計上について、以下をご教示ください。 (a) リース料はどの費目(設備・備品費/その他等)に計上するのが適切か (b) 3年間のリース料総額が1,000万円を超える場合、提案書(申請書様式1)「5. 資金計画～」の<設備・備品費の内、1,000万円以上の研究設備・機器>の欄への記載は必要か (c) 3年間のリース料総額は1,000万円未満であるが、対象機器の本体価格が1,000万円以上の場合、同欄への記載は必要か	(a) リース料は「その他」費目に計上してください (b) 3年間のリース料総額が1,000万円を超える場合、<設備・備品費の内、1,000万円以上の研究設備・機器>の欄への記載は必要です。 (c) 3年間のリース料総額は1,000万円未満であるが、対象機器の本体価格が1,000万円以上の場合、同欄への記載は必要ありません。
1-15-10	提案書	提案書を英語で作成して応募することは可能でしょうか。	英語で作成しなければならない特段の事情が無い限り、日本語で作成してください。
1-15-11	提案書	公募要領「2.3審査の観点」は提案書の各項目と対応しているのでしょうか。	提案内容について、審査の観点から総合的に審査を行うもので、必ずしも対応するものではありません。
1-15-12	提案書	提案書にポンチ絵などの概要資料を付す必要はあるか。	必ずしも必要ありませんが、添付いただいた場合は、審査の際に参考とします。
1-15-12-02	提案書	ポンチ絵などの概要資料に枚数制限はありますか。	必須資料ではなく、あくまで審査の際に参考とするものなので、ページ数に制限はありませんが、目安としてスライド1枚程度を想定しています。
1-15-12-03	提案書	参考資料(ポンチ絵)や、提案書様式「2. コアファシリティ化(組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み)の実績」の※2として「戦略的設備整備・運用計画」を作成している場合は添付をするようにとあるが、e-Radの入力画面上の「基本情報-申請書類」欄の「応募情報ファイル」欄に、提案書PDFとは別に「行の追加」をして提出すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事業HPに掲載している「e-Radマニュアル」もご参照ください。 https://www.jst.go.jp/program/epoch/file/epoch_erad_manual.pdf
1-15-13	提案書	提案書p.8「6-2. プロジェクト統括の経歴」について、連携大学分は提案大学とは別表として作成すればよいでしょうか。	連携大学がある場合は、それぞれのプロジェクト統括について、別表で作成ください。
1-15-13-02	提案書	提案書p.9「6-3. 実施体制」について、ARIM事業実施者を記載する際に、ARIM事業との資金・エフォートの整理の観点での注意点はありますか。	従事内容および資金やエフォートについては、それぞれの事業の観点から適切に管理していただき、ARIMとの連携によって日本全体の研究基盤の刷新が効率的・効果的に進むようにしてください。
1-15-14	提案書	提案書に「本項目はNページ以内で作成」と記載がある箇所について、これは提案大学と連携機関の記載を合算してNページ以内という理解でよいでしょうか。	連携機関を含め、全体を合算して指定ページ以内で記載ください。
1-15-15	提案書	提案書p.4「プロジェクト構想」及びp.5「プロジェクト実施計画」について、提案大学および連携機関の内容を1つの表にまとめて記載する想定でしょうか。それとも、別々に表を作成すればよろしいでしょうか。	連携機関がある場合は、連携機関も含めて記載ください。また提案大学と連携機関の役割が分かるように記載してください。
1-15-16	提案書	提案書p.3<共用化設備の割合と利用状況について>において記載する、「共用化対象設備数」とありますが、共用化されている設備数を記載するのか、共用化の対象となる設備ではあるが現時点では共用化していない設備も含めるのか、どちらでしょうか。	すでに共用化されている設備数をご記載ください。
1-15-17	提案書	提案書p.6<提案大学/連携大学の予算>について、同一の役割を担う複数の連携大学について、例えば「A大学及びB大学予算」等として一つの表で記載することは可能か。	連携大学毎に分けてご記載ください。

1-99-01	その他	競争入札で物品調達をする場合、プロジェクト開始日前に入札公告をした案件であってもプロジェクト開始日後に契約締結（開札）をすれば本事業費での執行対象になるでしょうか。	採択通知以降、プロジェクト開始日（=JSTとの委託研究締結日）前の入札公告案件も執行対象になります。ただし、何らかの事由によりJSTとの契約締結等ができなくなる可能性があることを理解の上、もし契約締結前に調達準備行為を行う必要がある場合は、JSTに承認された研究計画に基づくことを前提として、研究機関の責任において適切に実施してください。可能であれば、入札公告等において、当該調達が資金配分機関と契約締結する前の調達準備行為であること等を明記されることが望ましいと考えます。なお、契約発効日（研究開始日）前の発注は認められません。 （ご参考・JST 委託研究契約FAQ（大学等）質問番号8012） https://www.jst.go.jp/contract/download/2026/2026a301faq.xlsx
1-99-02	その他	提案大学と連携大学の間での具体的な予算配分の考え方について、推奨するモデルや留意点があれば教えてください。	推奨するモデルはございません。提案内容に応じて、適切に配分してください。なお、連携大学については、提案大学との組織的な連携を行う意義や役割を記載いただき、責任関係や役割分担を明確にすることが必要であることにご留意ください。
1-99-03	その他	機器の共有化というのは、実際に機器を研究者が使うのではなく、サンプルを受け取り、技術職員が機器を使って結果を出すことも共有化といえますでしょうか。	ご質問の事例のように、多数の研究者が利用できる用途のための研究設備・機器の整備は、本事業の趣旨・目的と合致するものと考えられます。
1-99-04	その他	受託解析において使用する機器をコアファシリティが保有する場合、それも共用化された機器として判断してよいでしょうか。	多数の研究者が利用できる受託解析において使用する機器について、共用化された機器として判断して良いと考えます。

施設整備に関するQ&A

No	項目	質問	回答
2-01-01	事業趣旨等	施設整備に応募して採択されなかった場合に、施設整備以外のJST部分だけに採択されることはあるのか。	原則として、EPOCHの実施のために施設整備が必須であるために、施設整備への申請をいただいているものと理解していますが、審査の結果により、規模の見直し等の改善意見が出された場合には、それを反映させた決定を行う場合があります。
2-01-02	事業趣旨等	本施設整備事業において整備した施設について、将来、性能維持改修や大規模改修の施設整備費補助金を要求することは可能か。	公募要領2(5)に記載のとおり、真にやむを得ないものとして新增築整備を行う場合においては、将来の維持管理コストを厳格に考慮し、事業終了後も本施設整備事業において整備した施設が維持可能な計画としてください。
2-02-01	申請方法について	本学は国立大学ではないが、研究所などの建物の新築・改修工事のために、本施設整備事業に申請することはできるのか。	本施設整備は、国公私立大学を対象としており、「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備を対象としています。
2-02-02	申請方法について	大学共同利用機関への施設整備は支援対象外とのことだが、連携機関である大学共同利用機関の敷地内に、提案大学や、他の連携大学の所有となる施設を整備することは可能か。	大学共同利用機関への施設整備は支援対象外のため、原則、不可となります。
2-02-02-02	申請方法について	自治体所有の敷地を本学が賃貸借し、施設整備を行いたい、この賃貸借料及び施設整備は、本施設整備事業の対象となるか。	提案大学、連携大学以外への施設整備は支援対象外のため、原則、不可となります。
2-02-02-03	申請方法について	賃借スペースに、EPOCH事業で購入した共用機器を設置・整備することは可能か。また、施設整備費では賃借スペースへの整備はできないとのことだが、その設置や稼働にかかる最低限の施設の整備は事業費で支出可能か。(再掲)	賃借スペースにおいてEPOCH事業で購入した共用機器を設置・整備のうえ運用することは可能ですが、提案大学、連携大学以外への施設整備は支援対象外であることに鑑み、その必要性や妥当性について十分な説明をしてください。採択にあたっては、提案内容全体について総合的に審査・判断することとなります。なお、将来スペースの賃借契約等が終了したとしても事業趣旨が達成・持続できる形の計画であることが必要です。
2-02-03	申請方法について	2か所に分けた施設整備は可能か。	我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、EPOCHの実施に伴い、必要となる施設を整備することを目的とするものですから、施設的设计や場所の選定等においても、その趣旨を十分踏まえたものとしてください。
2-02-04	申請方法について	他の補助金による取組との連動性がある場合には、本事業の対象経費と明確に区分することとありますが、同一の新築棟において、階ごとの費用を補助金ごとに明確に区分できれば本事業の対象とすることは可能か。	補助金等の重複受給にならないように留意するとともに、それぞれの補助金の終了時期等、整備の物理的な実現性にも留意してください。具体的な内容については個別にご相談ください。
2-03-01	申請書の記載・様式について	施設整備費は、別添の記載項目にある以上に詳細な算定内訳を示す必要があるか。	必ずしも必要ありませんが、すでに詳細な算定内訳等がある場合は、審査の際に参考としますので、添付してください。
2-03-02	申請書の記載・様式について	調査設計費(監理費含む)の算定方法について、どのような算定方法を用いるべきか。	事例により何を参照して算定すべきかは異なるため、見積書、標準単価等を指定はしませんが、例えば見積もりであれば、相見積もりを取るなど、十分に説明責任を果たせるようにしてください。
2-03-03	申請書の記載・様式について	提案書にポンチ絵などの概要資料を付す必要はあるか。(再掲)	必ずしも必要ありませんが、添付いただいた場合は、審査の際に参考とします。
2-03-04	申請書の記載・様式について	整備工程表をはじめ、各種申請書類は、令和9年3月31日までに完成するものとして作成する必要がありますか。	ご認識のとおりです。
2-04-01	採択・対象経費について	公募要領において新築を対象としながら、「第6次国立大学等施設整備5か年計画」の「施設保有面積を純増させる新增築については、既存施設の有効活用等のみでは対応困難な真にやむを得ないものについて実施する」との記載を引用しているが、国立大学の申請においても、新築が認められるのか。その場合、新築を要する「真にやむを得ないもの」とは具体にはどのような事例か。	「第6次国立大学等施設整備5か年計画」にも記載があり、施設保有面積を純増させる新增築については、既存施設の有効活用等のみでは対応困難な真にやむを得ないものについて実施することとしてください。

2-04-02	採択・対象経費について	本施設整備事業の予算規模では不足するため、他の補助金等や、本学の持ち出しにより整備する部分を含むことは可能か。	同一の施設整備内容について、他の補助金との重複受給は認められません。なお、他の補助金による取組との連動性がある場合には、本事業の対象経費と明確に区分してください。また、自己負担や民間企業等からの寄付金等、本事業以外の資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。
2-04-03	採択・対象経費について	施設の新築予定地に現存する建物の解体費用について、本補助金の対象経費として計上可能か。	本施設整備事業の趣旨を踏まえた解体・整備は可能ですが、既存施設に他の補助金等を活用している場合には、財産処分の手続きについて、当該補助金等の取り扱いをご確認いただくなど、ご注意ください。
2-04-04	採択・対象経費について	施設の新築予定地に現存する建物の解体費用は、附帯工事費として計上してよいか。	附帯工事費として計上してください。
2-04-05	採択・対象経費について	施設整備費は、埋蔵文化財調査費も対象となるか。	対象となります。
2-04-06	採択・対象経費について	既存施設から新設施設への設備移動にかかる経費は、事業費と施設整備費のどちらに計上すべきか。(再掲)	研究設備にかかる移動の経費は事業費にて措置してください。また、建築設備については、施設整備費にて措置してください。
2-04-07	採択・対象経費について	事業費において建物の改修をすることは可能か。できる場合、申請様式の費目としては何に計上すべきか。(再掲)	原則として、建物の改修については施設整備にて申請してください。ただし、研究設備の設置に必要な最低限の施設の改修については、事業費の中で支出可能です。その場合、当該工事で施設の価値が高まる場合は「物品費」、そうでない場合は「その他」から支出してください。
2-04-08	採択・対象経費について	施設整備費は工事の総額のうちの一定割合を支援するものか。	各機関に交付された費目・金額の範囲内であれば、本施設整備事業の予算を100%充てていただくことに差し支えありません。なお、他の補助金による取組との連動性があったり、自己負担や民間企業等からの寄付金等、本事業以外の資金を活用する際は、本事業の対象経費と明確に区分してください。
2-04-09	採択・対象経費について	整備する施設内に研修室や技術職員の執務室等、研究に直接関わらない室を設けることも可能か。	本施設整備事業は、技術職員やURA等の人材を含めたコアファシリティを戦略的に整備することも趣旨の一つであり、そうしたことも含めて、「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備を対象としています。
2-04-10	採択・対象経費について	データ管理インフラの整備など、研究設備等の整備は、事業費と施設整備費のいずれになるか。(再掲)	整備内容等を踏まえて、事業費及び施設整備費のうち、より適切なものに申請してください。
2-04-11	採択・対象経費について	施設整備費では、研究棟の新増築だけではなく、病院等の既存施設の改修・改築も対象となるか。	本施設整備事業は、新增改築及び既存施設の改築・改修・取得の別を問わず、「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備を対象としています。
2-04-11-02	採択・対象経費について	本施設整備事業は、必要最低限の改修や、小規模な改修や性能維持改修が対象であり、大規模改修や機能強化のようなことはできないのか。	本施設整備事業は、新增改築及び既存施設の改築・改修・取得の別を問わず、「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備を対象としています。なお、研究設備の設置に必要な最低限の施設の改修については、事業費に計上可能です。
2-04-12	採択・対象経費について	経費が補助対象となる契約時期は、公募手続き及びスケジュールの中では、どの段階から可能となるか。	設計・監理・工事等に関わらず、交付決定後に契約いただく経費が対象となります。なお、公募要項に示した交付申請のスケジュールを待たず、審査結果の公表後に申請いただいたものから順次交付決定手続きを実施する予定です。
2-04-13	採択・対象経費について	過去に別の補助金等で施設整備をした施設を改築・改修することは可能か。	「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備であれば対象とはなりますが、既存施設に他の補助金等を活用している場合には、財産処分の手続きについて、当該補助金等の取り扱いをご確認いただくなど、ご注意ください。
2-04-14	採択・対象経費について	過去に別の補助金等で施設整備をした施設を、本施設整備事業で改築・改修した場合、将来、別の補助金等(国立大学法人施設整備費補助金等)で施設整備をする際に、要求が出せなくなるなど、支障があるか。	将来的な国の補助制度については、その時点における各補助制度の状況等によるかと思しますので、本施設整備事業による改築・改修の有無に関わらず、お答えするのは困難です。なお、将来、当補助金により整備した施設の財産処分については、交付要綱第20条をはじめ各種法令等にご留意ください。
2-04-15	採択・対象経費について	本施設整備事業において、土地・建物の購入と、購入した建物の改修を併せて実施することは可能か。	本施設整備事業は、新增改築及び既存施設の改築・改修・取得の別を問わず、また、それらを組み合わせた計画であっても、「(2)対象となる事業内容」に合致した施設整備を対象としています。

2-05-01	審査・手続き・繰り越し	事業実施期間内に施設整備が完了しなかった場合の取扱いはどうなるか。	<p>事業実施期間中に完了しなかった場合、事業の進捗状況や遅れた理由等にもよりますが、文部科学省と財政当局で予算の繰越協議が必要になるものと考えています。</p> <p>詳細は「繰越しガイドブック」（令和6年6月、財務省主計局司計課）を参照ください。なお、現段階で予測できる事項は事故繰越の理由とならないので、その点ご注意ください。</p> <p>また、具体的な対応については個々の状況で異なりますので、個々にご相談ください。</p> <p>（参考）繰越しガイドブック 財務省主計局司計課 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html</p>
2-06-01	採択後の変更	近年の物価高騰により、申請当初の整備予定が一部実現できない可能性がある。その場合の取扱いはどうなるか。	<p>選定された各者に交付決定された金額の範囲内で措置することとし、その中で事業の成果を出していただくこととなります。具体的な対応については個々の状況で異なりますので、個々にご相談ください。</p>
2-06-02	採択後の変更	申請時に設定・記載した不動産購入費、調査設計費、建設工事費、外構工事費などの費目について、事業の実施途中で費目間調整を行うことは可能か。	<p>原則として、申請時に設定した費目ごとの金額は順守すべきものと思いますが、計画の遂行に影響を及ぼさず、交付要綱の補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い金額の20%以下の額で流用する場合、またその区分の内訳の費目間で調整する場合には承認手続は不要です。いずれにしても、当初の想定よりも必要となった理由及び、当初の想定よりも少なくて済んだ理由について説明できるようご注意ください。</p>